

公立大学法人大分県立看護科学大学研究倫理審査申請要項

平成26年4月1日制定

令和2年4月1日改定

令和4年8月1日改定

公立大学法人大分県立看護科学大学では、本学の関係者が行う研究に関して、人権の尊重、個人情報保護、動物愛護及び安全の観点から遵守すべき事項を定め、社会の理解と協力を得て、研究の適正な推進を図ることを目的として、公立大学法人大分県立看護科学大学における研究の倫理・安全に関する指針(以下「指針」という。)を定め、審議及び審査を行う研究倫理・安全委員会(以下「委員会」という。)を設置し、研究計画の申請に関する手引き(以下「手引き」という。)に研究計画申請の注意事項をまとめている。本学に学外(県内行政機関)から研究倫理審査を希望する場合の手続きを以下のとおり定め、指針及び手引きに基づき委員会が審査を行うものとする。

1. 申請様式

「公立大学法人大分県立看護科学大学研究倫理審査申請書」(別紙 様式1)、「研究計画書」(別紙 様式2)を大学ホームページより取得して記載後、申請書送付先に郵送してください。

2. 申請にあたっての注意事項

(1) 研究倫理審査は、研究が適切な倫理的配慮のもとに行われるものであるかを審査するものです。既に研究が開始されている場合は申請いただいても審査できません。

- (2) 研究責任者の所属機関に研究倫理審査委員会が存在しない場合にのみ、本学における審査を申請することができます。ただし、研究責任者の所属機関に研究倫理審査委員会が存在しない場合でも、共同研究者の所属機関に研究倫理審査委員会が存在する場合は、共同研究者所属機関による審査を優先していただきます。
- (3) 原則として、毎月 25 日（1 月は審査なし）に申請を受け付けた研究について、その翌月に審査を行いますので、余裕を持って研究倫理審査申請書及び研究計画書・添付資料を提出してください。研究倫理審査を申請する場合は、研究責任者・共同研究者が「日本学術振興会－研究倫理 e ラーニングコース－」の個人版（無料）を受講し、その修了証書を研究計画書に添付してください。日本学術振興会のホームページより受講登録できます。
- (4) 申請書の作成にあたっては、「指針」及び「手引き」を参照してください。
- (5) 審査結果は研究責任者に書面で 1 ヶ月以内に通知します。判定結果は以下の A～C のいずれかです。A 判定の場合は、審査結果の通知を受けた日から研究を開始できます。B 判定の場合は、研究責任者と研究倫理・安全委員会委員長の間で、修正内容についての打ち合わせを行います。C 判定となった場合には、指摘の内容を踏まえて研究計画を全面的に改定し、区分を「再提出」として申請し、翌月以降に再度審査を受けることができます。

3. 判定

A 実施して差し支えありません

B 下記の点を修正すれば、実施して差し支えありません

C 下記の理由により承認できません

申請書送付先・問い合わせ先

公立大学法人大分県立看護科学大学事務局

研究倫理・安全委員会担当者

〒870-1201 大分県大分市廻栖野 2944-9

Tel097-586-4300 Fax097-586-4370